

## 第3回 富士市こどもの権利条例策定懇話会 ～ 意見の視点 ～

### 1 「子どもの権利の保障」について

市は、策定予定の（仮称）富士市こどもの権利条例において、子どもの「生きる権利」や「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」等の保障について規定することを考えています。

子どもの権利を保障する上での各主体の役割、保障する仕組みなどに関して、次の視点においてご意見をお願いします。

#### (1) 子どもの権利を保障する人たち<sup>※</sup>の役割や責任、支援とは

※ 行政、市民、地域、家庭（保護者）、子どもが育ち学ぶ施設（学校等）、大人など  
(例)

- ・誰もが子どもの権利について理解を深めること
- ・子どもを大人の思いや考えの対象にするのではなく、子どもを権利の主体として尊重すること
- ・子どもの意見表明を、大人が子どもの最善の利益を考えて対応すること
- ・大人の事情を優先しないこと
- ・子どもの自主的・自治的活動を尊重すること など

#### (2) 子どもの権利を保障するためにはどのような事項<sup>※</sup>を規定する必要があるか

※ 取組や仕組み、体制、手段など  
(例)

- ・上記(1)の、子どもの権利を保障する人たちの固有の役割を規定すること
- ・子どもの意見をあらゆる場で上手く反映できるようにすること
- ・子どもの意見表明や参加の支援を条例に位置付けること
- ・子どものための施策を検証できる仕組みをつくること
- ・子どもの視点に立った情報発信を行う
- ・大人と子どもへの教育・普及活動を行うこと
- ・子どもの居場所づくりを推進すること
- ・相談できる仕組みを整えること
- ・救済制度の仕組みを整えること など